

平成28年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成28年6月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士  
2番 小澤孝延  
3番 角麻子  
4番 鈴木広美  
5番 服部雅恵  
6番 小菅耕二  
7番 小山栄治  
8番 木村利晴  
9番 桜田秀雄  
10番 林修三  
11番 山口孝弘  
12番 小高良則  
13番 湯浅祐徳  
14番 川上雄次  
15番 林政男  
16番 新宅雅子  
17番 京増藤江  
18番 丸山わき子  
19番 石井孝昭  
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典

建設部長	河野政弘
会計管理者	勝又寿雄
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	和田文夫
高齢者福祉課長	吉田正明
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	廣森孝江
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川崎義之
-----------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉田一郎
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	小川正一
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲
主査補	嘉瀬順子
主任主事	醍醐文一

.....  
1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成28年6月21日（火）午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第3号、発議案第4号、発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第6号から議案第8号、議案第10号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議員派遣の件

## ○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第3号、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

## ○小山栄治君

おはようございます。最初に、発議案第3号について、説明いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月21日提出。

八街市議会議長、加藤弘様。

提出者、八街市議会議員、私、小山栄治。

賛成者、八街市議会議員、服部雅恵議員。同じく、京増藤江議員。同じく、川上雄次議員。同じく、林修三議員。同じく、小澤孝延議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月。

八街市議会議長、加藤弘。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第4号について、説明いたします。

発議案第4号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月21日提出。

八街市議会議長、加藤弘様。

提出者、八街市議会議員、私、小山栄治。

賛成者、八街市議会議員、服部雅恵議員。同じく、京増藤江議員。同じく、川上雄次議員。同じく、林修三議員。同じく、小澤孝延議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、九州・熊本地震、及び原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの教育復興に係る予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するための義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助の奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の、公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再確認され、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月。

八街市議会議長、加藤弘。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第3号、第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（加藤 弘君）

次に、発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

#### ○京増藤江君

それでは、発議案第5号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の説明をさせていただきます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月21日提出。

八街市議会議長、加藤弘様。

提出者は、私、京増藤江。

そして、賛成者は市議会議員、丸山わき子議員でございます。

それでは、若干の補足説明をさせていただいた後で、読み上げさせていただきます。

安倍政権は、さきの国会でのTPP批准と関連法案の成立を目指していましたが、国会審議と国民の戦いの広がりによって、これを断念せざるを得ませんでした。TPPは、もともと米国を中心とする多国籍企業が国境を越えて活動しやすくするのが目的で、日本を丸ごと売り渡すものです。そのため、食の安全や安定供給、医療、地域経済など、暮らしの全てに総合的に関わってきます。例えば関税ゼロで、輸入食品が際限なく入ることになります。遺伝子組み換え食品は安全性が確保されていないから輸入したくない、あるいは厳密な表示をするよう要求しても、危険だという科学的根拠、こちらが示せなければ輸入を止めることはできません。BSE、狂牛病が出たからといって、アメリカ牛の輸入を止めるのも認められません。

このように、TPPは国民の利益とは相いれません。だからこそ、今の多くの議員はTPP反対を公約して当選しています。自民党はTPP断固反対、うそをつかない、ぶれない自民党と、2012年の総選挙でポスターを掲げました。そして、さきの国会審議の中で政府が出してきたTPPの交渉資料は、会合名と日にち以外は全て黒く塗り潰されていました。国会でまともな議論すらできない、これがTPPです。

それでは、読み上げさせていただきます。

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）。

TPP（環太平洋経済連携協定）は、重要5品目の3割の関税を撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなどの大幅な譲歩を行うとしています。加えて、その他農産物では98パーセントの関税撤廃を合意しており、本市にとっても大きな影響が懸念

されます。

安倍首相は、さきの国会では承認を見送らざるを得なかったものの、参議院選挙後の臨時国会での早期承認を検討しています。さきの国会のわずかな審議の中からも、T P P 協定には関税の撤廃・削減をしない除外規定が一切ないこと。附属書で、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間で、さらなる関税撤廃に向けた見直し協定を特別に義務付けられていること。また、一切、手を付させなかったという155の細目も、品目で見れば無傷のものはただ1つもないという事実を、石原T P P担当相と森山農林水産相は認めざるを得ませんでした。

これらの内容が、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先とし、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする（2013年4月18日・19日衆参農林水産委員）とした、国会決議に違反していることは明らかです。委員会ですね。

よって、国会決議に違反するT P P承認案を撤回し、関連法案を廃案にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月。

八街市議会議長、加藤弘様。

衆議院議長、参議院議長宛て。

以上、ご賛同よろしく願いいたします。

**○議長（加藤 弘君）**

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第3号、第4号、第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第3号、発議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

これから、討論を行います。

最初に、発議案第3号についての討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

次に、発議案第4号についての討論を許します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(加藤 弘君)**

討論がなければ、これで発議案第4号の討論を終了します。

次に、発議案第5号についての討論を許します。討論はありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○議長(加藤 弘君)**

最初に、反対討論の発言を許します。

**○木村利晴君**

では、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出につきまして、反対の立場から討論いたします。

農林水産省は、TPP協定における関税削減等の影響で、価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込むとしており、国内対策として、産地パワーアップ事業の創設、畜産クラスター事業の充実、重要品目ごとの輸出促進対策などを実施することとしております。

また、安倍内閣総理大臣は、平成27年10月6日の記者会見の中で、「重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保することができました。さらに、国会決議を後ろ盾に、各国と粘り強く交渉し、重要5品目を中心に、国家貿易制度を堅持するとともに、既存の関税割当品目の枠外税率を維持したことに加えまして、関税割り当てやセーフガードの創設、関税削減期間を長期とするなどの、有効な措置を認めさせることができました」と述べております。

このことから、日本が交渉を積極的にリードすることで、厳しい交渉の中で国益にかなう最善の結果を得ることができたと考えられますので、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出に対しまして、反対するものでございます。

**○議長(加藤 弘君)**

ほかに反対討論の方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(加藤 弘君)**

次に、賛成討論の発言を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は発議案第5号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について、賛成するものであります。

さきの国会で、日本やアメリカなど、12カ国による関税を原則撤廃する環太平洋連携協定(TPP)の承認案と関連国内法の審議が行われましたが、参議院選後に採決は先延ばし



となりました。

国会決議も、TPP断固反対という自民党の選挙公約も踏みにじって、協定への署名を強行した安倍首相は、審議にあたって、英文で8千400ページの協定文章の3分の1ほどしか翻訳を公表していません。野党が要求した交渉経過の資料要求に45ページ全てを黒塗りにした資料しか示さず、TPPの交渉参加国に日本が約束した守秘契約も公表しないなど、何が秘密かも秘密の状態、審議は進みませんでした。

国会で承認を求めるなら、交渉の経過を明らかにし、日本経済と国民の暮らしにどんな影響があるのかも明らかにすることが不可欠です。TPPで関税が原則撤廃し、さまざまな基準や制度をアメリカなどに合わせれば、どんな事態が起きるのか、農業関係者や社会保障関係者など、多くの国民から不安の声が上がるのは当然であります。

TPPをめぐる交渉は全くの秘密交渉であり、国会決議の米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物など、重要品目を守ると約束したものの、結果は農林水産物で82.6パーセント、重要5項目だけでも28.6パーセントの関税が撤廃されています。関税を維持した品目も、7年後に、アメリカなどの要求があれば関税撤廃に向けた再協議が義務付けられています。TPPは関税完全撤廃の協定であり、例外は認められません。国会決議を無視して協定を重視することは、到底認められません。

安倍首相は、去年の農林水産輸出が7千500億円を突破したことを上げ、TPPで輸出を大きく増やせるとしています。しかし、今でも輸出の大部分は食品工業製品や水産物であり、米・牛肉・野菜・果実の生鮮食料品など、農産物の輸出は830億円程度にすぎません。

農家所得増大の切り札とする輸出拡大も、一部の生産者や加工業者にしか恩恵がないことを示しています。日本農業新聞が行った全国JA組合長アンケートでは、9割がTPPに反対しており、3月末の農政モニター調査では、「不安が全然払拭されていない」が71.2パーセント、「少し払拭されたがまだ不安」が19.9パーセントと、9割が不安と答えています。

JA千葉みらい広報誌5月号では、第15回通常総会を掲載しております。これは、議会でも議員の皆さんに配られました。この中に、会議の中での要望として、「TPPの内容が具体的にまだわからないとのことですが、実際にこの内容が出た段階で決まっていたという状態になっていたら困るので、これから農協が反対の立場だということを確認して、対応をとっていただきたいと思います」。また、ほかの方からは、「TPPの件が国会で討論されておりますが、農業経営に関する影響について、政府は本当のことを言っていないのではないか」という報道がされています。JAは少なくとも総代会の場で国会決議を守れという決議案や要望書をぜひとも提出していただきたい」など、切実な声が寄せられていることを掲載しております。これまでの政府の説明では、不安が払拭されていないこと。この八街からも、こうした声が上がっていることは事実であります。

また、政府が示した国内農業の打撃は1千300億円から2千100億円という試算にも、影響を少なく見過ごしているという回答が76.7パーセントに達しています。今年に入っ

て、千葉県も国に準じた試算を明らかにしましたが、試算減少額は28億円から56億円、県全体の0.6パーセントから1.2パーセントの減少という、過小評価になっています。しかし、東京大学の鈴木宜弘教授は、GDPの増加額はわずか5千億円、生産減少額は1兆6千億円と、政府試算の7倍から12倍の試算結果を出しています。

TPPの及ぼす影響は、はかりしれません。国民の不安に応えず、アメリカや財界の期待に応えるために、批准ありきで前のめりになる安倍政権の姿勢は極めて問題であります。

TPPはGDPで参加国の85パーセントを占める6カ国以上が批准しなければ発効しません。日本とともにアメリカの批准が必要です。ところがアメリカでは、11月に大統領選挙があるため、大幅に遅れる見込みであり、次期大統領候補は、ほとんどがTPPに批判的です。カナダ政府も批准は急がないと言われていています。日本が急ぐ道理は全くございません。これまでの審議でも、TPPが国会決議に違反し、日本経済と国民生活を破壊するのは明白であり、先延ばしではなく、批准案を廃案にすべきであります。

よって、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）に賛成するものであります。

以上です。

○議長（加藤 弘君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

討論がなければ、これで発議案第5号の討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。発議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（加藤 弘君）

起立少数です。発議案第5号は否決されました。

日程第2、議案第6号から議案第8号及び議案第10号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件2件について、去る6月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第8号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費についてでございます。

審査の過程において委員から、歳入では、「臨時福祉給付金給付事業では、対象者の方の申請方法はどのように進められるのか」という質疑に対して、「現在行っている給付金、あるいは昨年までの事業と同じような形で対象者を抽出し、申請書の送付を行い、本人から申請を行っていただきます。また、利便性については、返信用封筒も同封してありますので、郵送による申請をし、振り込みにより給付を受けることができます」という答弁がありました。

次に、「農産産地支援事業では、農家の皆さんが落花生に今後も取り込んでいける支援について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「今回の補助事業については、今年度から始まった事業です。このような事業を活用して、引き続き落花生を栽培する農業者の支援をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

歳出では、「ふれあいバスは、今回更新する車両以外の計画はどのようになっているのか」という質疑に対して、「古い車両、また走行の多い車両について、順次、補助事業を活用したり、業務委託費の中で購入して、5年で支払う対応をしてまいりたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバスは、現在、市に5台ありますが、車両価格は大体同じなのか伺う。また、国のガイドラインによると、事故が起きた場合等に備えて、予備車を用意するようになっているが、当初の委託料に含まれているのか」という質疑に対して、「どの車両も、1千万円程度の車両になります。予備車については、点検、車検、故障時に対応するよう、委託料に含まれています」という答弁がありました。

次に、「地区コミュニティ育成費では、真井原地区に助成とのことですが、事業の概要を伺う」という質疑に対して、「コミュニティセンターの建設事業費で、総事業費2千980

万8千円。内訳は、市の補助金540万円、宝くじの助成金1千500万円、区の持ち出しが940万8千円となります。ほかに、周辺整備費として、整地、測量、解体などで817万6千886円あり、区の持ち出しは、これを合わせると1千758万4千886円です。建物は、木造の平家建て150平米と聞いております」という答弁がありました。

次に、「第1庁舎耐震診断の今後の予定を伺う」という質疑に対して、「本補正予算が可決いただけましたら、すぐに耐震診断の入札を行い、概ね4カ月ぐらいの期間を経て、結果が出た後に、9月定例会に向けて耐震補強の設計及び工事に関するものを上程し、その後、来年度中には耐震補強が終了すればと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「交付税措置の状況を伺う。また、平成28年度は100パーセント交付税措置される保障はあるのか」という質疑に対して、「交付税措置の内容については、包括算定経費で、その基本となるものは人口に単位費用を掛けて、基準財政需要額の中に加算される方式になります。概ねですが、平成26年度ですと包括算定経費で450万円程度、平成27年度は750万円程度が加算され、算入されています。100パーセント交付税措置されるかについて、現在、単位費用の詳細はわかりませんが、平成28年度分についても、前年度同様と考えています」という答弁がありました。

次に、「社会保障・税番号制度システムの維持管理はどのぐらいかかっているのか」という質疑に対して、「総合行政情報システムについては、本市におけるシステムですので、維持管理経費の中で、この部分が番号制度に係るものなど、費用負担の割合が算出できない状況です」という答弁がありました。

次に、「番号カードについては、市民のどのぐらいの方が申請して、どのぐらいの市民がカードを受領しているのか」という質疑に対して、「概ねになりますが、8千から9千件の交付申請がされており、うち交付済みは2割程度になります」という答弁がありました。

次に、「番号制度は、今年の1月から社会保障、税、災害対策の3分野において運用が始まりましたが、本市ではどのような状況か」という質疑に対して、「1月以降、各種社会保障に関する申請関係には個人番号を記入して申請をいただいております、個々の個人番号を利用して、それぞれ個人情報を管理しているという状況です」という答弁がありました。

次に、「市民の方が、番号がわからない場合はどのようにすればいいのか」という質疑に対して、「住民票の交付を受けるときに、『個人番号の記載のあるもの』と申請すれば、個人番号が確認できます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「国は、マイナンバー制度の導入は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する基盤と説明していますが、国民の利便性はどのように高まるのか、また制度自体に国民の理解が進まないまま、今年1月から社会保障、税、災害対策の3分野で順次、利用が始まり、その後、法律や条例で定められた行政手続のもとでの使用拡大となり、今議会

には3課にわたる6項目が独自利用事務として条例化を求めており、今後も県委任事務が対象とされると説明されています。

この議案では、情報連携テストに係る予算計上ですが、この間、本市におけるマイナンバー制度導入には1億4千万円が投入されてきました。しかし、市民の理解が高まらないうちの見切り発車となっており、いまだ市民の不安は払拭できていません。

セキュリティーの問題では、個人情報漏えいの8割は人為的ミスや故意によるものであり、衆議院内閣委員会の審議の中で、当時の甘利経済再生担当大臣が、なりすまし犯罪は防げないことを認めており、犯罪の温床になることは明らかです。

また、政府の産業経済競争力会議で、当時のローソン社長から、「マイナンバー導入で所得のみならず資産も把握して、医療費、介護費の自己負担に差をつけ、結果的に医療費、介護費の削減になる」との発言からも、社会保障削減の狙いがあることが明らかにされています。

これでは、市民が納得できるはずがありません。こうしたもとのシステム連携費用の計上には、賛成することはできません。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わりといたします。

**○議長（加藤 弘君）**

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

質疑なしと認めます。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

**○小山栄治君**

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

番号法に基づく社会保障、税、災害対策に関する事務及びこれらに類する事務については、条例に定めるところにより、個人番号の独自利用が認められております。そこで、国民健康保険法による保健事業の実施に係る対象者の判定に関する事務等について、特定個人情報の

連携を行い、行政事務の効率化を図るため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「今回の改正で、対象者の判定に関して、番号を市民の方が提出しなくても受理されるのか」という質疑に対して、「生活保護の申請に関しては、番号の提示がなくても申請書の受理はします。予防接種法、母子保健法、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律については、様式等に個人番号を記入する欄を設ける予定はありませんし、個人番号の提示を求める予定もありません」という答弁がありました。

次に、「個人番号を扱う特定の職員が異動する場合、取り扱いはどのようになるのか」という質疑に対して、「異動した際に、異動先で個人番号を扱う事務を取り扱うことがなければ、その職員は取り扱うことができません。異動してきた職員については、個人番号に関わる事務を行うので、その職員が事務に関わる権限を付されることとなります」という答弁がありました。

次に、「個人番号を取り扱う職員はプレッシャーがかかると思うので、心のケアについて対応するのか」という質疑に対して、「職員は、一定の緊張感をもっての対応は必要ですが、通常の業務の中で行われるものですので、特に心のケアなどについては考えていません。マイナンバーの運用開始前に、実際に取り扱う職員に対しては研修会を行いました」という答弁がありました。

次に、「国民健康保険法による保健事業の実施に係る対象者の判定に関する事務については、どのように判定していくのか。また、マイナンバー制度を利用することによって、時間は短縮されるのか」という質疑に対して、「障害関係施設の入所者情報、介護保険関係施設の入所者情報を関係課より収集して、特定健診等データ管理システムの情報から国保の該当者を抽出するものです。現在は業務系端末の住基コードから抽出していますので、作業時間はほぼ同じと考えています」という答弁がありました。

次に、「母子保健法では生活保護情報、障害者関係情報は保健指導の実施にどのような影響があるのか」という質疑に対して、「事前、または相談時に、生活保護関連情報や障害者関連情報を利用することによって、真に支援を必要としている方などを早期に発見することができることや、正確に情報を把握することができるので、生活全般にわたりの確な指導、及び助言をすることが可能となります」という答弁がありました。

次に、「今回追加される6項目は、番号カードの有無にかかわらず、差異はないのか」という質疑に対して、「今回の6項目については、対象者の把握がメインになりますので、そのようなことはありません」という答弁がありました。

次に、「個人番号の利用によって、事務の効率化、メリットを伺う」という質疑に対して、「それぞれの対象者の方にとっては、何もこれまでと変わらないと考えています。生活保護の事務については、保護の決定までの時間がかなり短縮されることが期待されます」という答弁がありました。

次に、「今までは申請制度ということで、申請しなければサービスを受けることができませんでしたが、マイナンバーによって切れ目のないサービスについては、どのように考えて

いるのか」という質疑に対して、「今回の改正の中では、高齢者対象の予防接種である肺炎球菌とインフルエンザについては、65歳以上の方に個別通知をしていましたが、60歳から64歳の間であっても、心臓等に特定の疾患を有し、身体障害者手帳1級をお持ちの方は対象になりますので、このような方に個別の通知を差し上げるために、障害者情報を利用します」という答弁がありました。

次に、「今回の改正内容について、市民の皆様への情報発信は考えているのか」という質疑に対して、「一般的なマイナンバーについては、これまで広報やちまたでお知らせしていますが、具体的に何に使用するかはお知らせしていません」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「特定個人情報の連携実施等のために条例を改正しようとしていますが、マイナンバー共通番号制度は、個人の資産状況などを国家が細かく把握して、12桁の番号で個人を管理、監視するものであり、個人の情報を国が把握することにより、個人の尊厳が侵されます。また、国民の自由を奪うなど憲法違反であると、マイナンバー違憲訴訟も起きています。マイナンバー制度は、国民にも、番号を扱う企業にも、自治体にも利益はありません。もちろん、八街市民、職員に対してもメリットはないと思います。

保健事業の実施に関する対象者の判定についても、時間の短縮などのメリットはそんなにはないのではないかというような答弁もありました。福祉制度を利用する際などに手間が省けるとのことでしたが、それらは特定目的の現行番号で十分対応できます。番号の不正利用、個人情報の流出による被害の方がはるかに深刻です。特定個人情報の連携を実施するにあたり、安全確保について、システム改修、担当職員の研修、特定の職員を配置するなどとされていますが、かなりの職員が対応していかなければならないとのこと。どこまで安全が確保できるのかというのが、やはり心配です。

それから、生活保護の決定も早くなるのではないかとのことですが、生活保護については、特に正確な情報はもちろん一番大事な事になりますけれども、やはり時間を短縮することだけではなくて、命、暮らしをどう守っていくのか、その生活状況をしっかりと把握するのに一定の時間をかけなければならない、早ければいいというものではないと思います。

この改正に対して、きちんとした対応ができることを確保していただきたいと思います。現行の条例を改正しなくても、特定目的の現行番号で十分できることであり、改正に反対するとともに、共通番号制度を廃止するべきであるということも申し述べて、反対討論とします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「本条例で定める、国民健康保険法による保健事業の実施、予防接種法による予防接種の実施、母子保健法による保健指導の実施、健康増進法による健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の実施、生活保護法による生活保護の決定に関する事務は、いわゆる番号法に定める社会保障制度に類似する事務に該当し、各種事業の事務の効率化を図る上で、また、きちんとした情報管理の上でも、特定個人情報の庁内連携による

利用は必要なものと考えます。

執行部の皆様におかれましては、これらの事務事業において、行政サービスの向上に努めるとともに、システムのセキュリティー面や特定個人情報の取り扱いには十分注意するよう要望いたしまして、本条例の制定に賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「義務教育学校とは、小中一貫校を指しているのか。また、今回の改正で、このこと以外に変わるところはあるのか」という質疑に対して、「小中一貫校になります。この改正で、これ以外に変わることはありません」という答弁がありました。

次に、「児童クラブに支援員は何名いるのか。また、そのうち教員の有資格者は何名か」という質疑に対して、「平成27年7月1日現在で37名で、うち教員免許をお持ちの方は4名です。残りの方の内訳は、保育士の資格をお持ちの方が11名、その他は高校卒業以上で2年以上児童福祉事業に従事された方になります。支援員の研修については、千葉県では平成27年から始まり、平成27年度は4名の方が受講しており、平成28年度は13名を予定しています」という答弁がありました。

次に、「支援員のほかに補助員がいるが、どのような方か」という質疑に対して、「補助員は5名いますが、この方たちは高校卒業という資格がない方で、2年以上は児童福祉施設関係で業務に従事された方などになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款民生費についてです。

審査の過程において委員から、「臨時福祉給付金申請者はどのくらい見込んでいるのか。また、前回の申請者数は何パーセントか」という質疑に対して、「申請の見込みは、約1万3千人を見込んでいます。前回の申請者は87.8パーセントです。発送している対象者は、本人が住民税非課税の方になりますが、扶養されている方が課税者ですと給付対象になりません。コンピューターでは扶養関係は把握できないので、この部分がネックになっています」という答弁がありました。

次に、「より多くの方が申請できるようにする方策はしているのか」という質疑に対して、「返信用封筒を同封しています。電話でも申請について相談を受けています。また、とりあえず申請書を郵送していただければ、こちらで書類を審査し、不備があれば連絡させていただいております」という答弁がありました。

次に、「つくし園の臨時職員は、どのような方をお願いしていく予定なのか」という質疑



に対して、「つくし園でボランティア活動していただいている方の中から、保育士資格、幼稚園教諭資格を取得している方と考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（加藤 弘君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。

次に、木村利晴経済建設常任委員長。

#### ○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第8号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「補助対象となる落花生の連続堀上反転機は、どのようなものか」という質疑に対して、「トラクターの後ろに付けるアタッチメント部分になります。落花生の根を切りながら掘り上げて、これを反転させていくもので、高齢の方でも比較的使いやすい機械と認識しています」という答弁がありました。

次に、「今回の補助団体の選定について伺う。また、個人農家への対応を伺う」という質疑に対して、「本年の2月中旬に県から事業の要望調査があり、急な事業でした。当初は6者程度は手を挙げていましたが、今回の補助事業は農家さん個人ではなくて、3戸以上の農家さんの組合など、団体への補助事業ということで、任意の団体の調整がつかなかったこともあり、補助対象となったのが2団体となりました。この事業については来年度以降も続くと聞いていますので、今回間に合わなかった4者も含めまして、さらに要望の取りまとめはしていきたいと考えています。個人農家さんへの対応については、現在、県単の補助事業がありませんが、個人で購入したいという話もありましたので、県には個人でも対象となる補助事業について、要望していきたいと考えています」という答弁がありました。

歳出6款では、「企業の営業が悪化した段階で、市として把握できないのか」という質疑に対して、「当初の融資申請段階では把握できません。融資後、返済が滞ってきた段階で、

金融機関から1度、報告がありますが、その報告は、返済が非常に難しいという報告を受けます。最終的な判断としては、代位弁済の申請手続をとらせていただきたいと、金融機関から報告を受けたものです」という答弁がありました。

次に、「市の負担は何パーセントになるのか」という質疑に対して、「覚書により、本市の負担は、代位弁済していた金額の12パーセントになります」という答弁がありました。

歳出7款では、「この解体が修了すると、交進住宅の戸数は何戸になるのか。また、解体予定が181戸あるとのことですが、どのような状況か」という質疑に対して、「現在の89戸が、解体により81戸になります。解体予定の181戸については、現在公募を停止している戸数になり、まだ入居している戸数も含まれます」という答弁がありました。

次に、「市営住宅の今後の運営と跡地利用について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「近年、市営住宅が老朽化する一方、民間住宅の増加や人口減少など、社会情勢の変化等から、市営住宅への応募も減少してきている状況もあります。本市の人口規模から勘案して、九十九路団地、長谷団地と県営住宅を合わせて408戸となり、充足しているものと考えており、市営住宅としては、今後、九十九路団地、長谷団地の長寿命化を図り、管理していくこととしています。その他の住宅については老朽化も進み、安全面からも、入居者には退居していただき、用途廃止を進めていきたいと考えています。跡地利用については、現在は行政財産となっていますが、普通財産に変更して、今後、関係課と協議していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「老朽化の進んでいる団地に入居されている方と移転交渉はされているのか」という質疑に対して、「交渉とまではいきませんが、お話はさせていただいています。この中では、高齢者で住みなれているところから離れたくない方や、条件さえ合えば移転しても構わないとおっしゃっている方もいます。今後、移転補償などを検討した上で、さらに交渉は進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「住宅解体を補正に計上した理由と、交進住宅を選定した理由を伺う」という質疑に対して、「本来であれば当初予算に計上するのが当然と考えていますが、財政課と予算編成の協議の中で、補正予算で計上することとなりました。撤去可能な住宅は、交進団地のほかに実住団地と笹引団地にありますが、交進住宅の空き家が大風で屋根が飛ぶということで、近隣に危険を及ぼすおそれがありましたので、選定しました」という答弁がありました。

次に、「交進住宅だけではなく、実住、笹引も老朽化していますので、解体計画はどのようになっているのか」という質疑に対して、「現時点で、交進団地のほかに、実住団地で4棟、笹引団地で2棟が取り壊し可能となっていますので、安全性の確保からできるだけ早く、順次撤去していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「市営団地の跡地は、更地になったところから公売していくのか。また、市で持っている必要がなければ、民活に力を入れていくべきと考えますが、計画はどのようになっているのか」という質疑に対して、「具体的な計画はありませんが、空き地になった時点で、売り払いを含めまして、検討していくべきと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（加藤 弘君）**

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第6号から議案第8号及び議案第10号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

再開時刻は、事務局よりご連絡いたします。しばらく休憩します。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時20分）

**○議長（加藤 弘君）**

再開します。

これから討論を行います。

議案第6号に対し、丸山わき子議員、服部雅恵議員から、議案第10号に対し、丸山わき子議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第6号、第10号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは私は、議案第6号、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算に対して、反対討論をするものであります。

国は、マイナンバー制度の導入は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する基盤と説明していますが、国民の利便性はどのように高まるのか、また制度自体に国民の理解が進まないまま、今年1月から社会保障、税、災害対策の3分野で順次、利用が始まり、今後、法律や条例で定められた行政手続のもとでの使用拡大がされていきます。

今議会には、議案第6号で、3課にわたる6項目の独自利用事務として条例化を求めており、今後も県委回事務を対象とするとしています。利用拡大されれば、その分、市民の個人情報流出のリスクは高まります。今回の6項目にわたる独自利用事務は、デリケートな個人情報であり、慎重な取り扱いが求められます。

また、議案第10号では、情報連携テストに係る予算計上がされました。この間、本市に

おけるマイナンバー制度導入には1億4千万円が投入されてきました。しかし、市民の理解が高まらないうちの見切り発車となっており、いまだ市民の不安は払拭できておりません。

セキュリティーの問題では、個人情報漏えいの8割は人偽的ミスや故意によるものであり、衆議院内閣委員会の審議の中で、当時の甘利経済再生担当大臣が、なりすまし犯罪は防げないことを認めており、犯罪の温床になることは明らかです。

また、政府の産業経済競争力会議では、当時のローソン社長から、「マイナンバー導入で所得のみならず資産も把握して、医療費、介護費の自己負担に差をつけ、結果的に医療費、介護費の削減になる」との発言からも、社会保障削減の狙いがあることが明らかにされています。

これでは、市民が納得できるはずがありません。こうしたもとの独自利用事務の条例化及びシステム連携費用の計上には賛成できません。

以上の立場から、議案第6号、議案第10号に反対するものであります。

#### ○議長（加藤 弘君）

次に、服部雅恵議員の議案第6号に対する賛成討論を許します。

#### ○服部雅恵君

私は、議案第6号、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

本条例で定める、国民健康保険法による保健事業の実施、予防接種法による予防接種の実施、母子保健法による保健指導の実施、健康増進法による健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の実施、生活保護法による生活保護の決定に関する事務は、いわゆる番号法に定める社会保障制度に類似する事務に該当し、各種事業の事務の効率化を図る上で、また、きちんとした情報管理の上でも、特定個人情報の庁内連携による利用は必要なものと考えます。

執行部の皆様におかれましては、これらの事務事業において、行政サービスの向上に努めるとともに、システムのセキュリティー面や、特定個人情報の取り扱いには十分注意するよう要望いたしまして、本条例の制定に賛成するものです。

#### ○議長（加藤 弘君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第6号、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(加藤 弘君)

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(加藤 弘君)

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(加藤 弘君)

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(加藤 弘君)

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、市町村議会広報研究に参加のため、千葉市へ、また、成田市場の輸出拠点化プロジェクトと国際医療福祉大学医学部、及び成田国際空港の現状と、さらなる機能強化に係る説明及び空港視察のため、成田市に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成28年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議場において、市議会だより掲載用の写真撮影を行います。写真撮影終了後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時29分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第3号、発議案第4号、発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第6号から議案第8号、議案第10号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議員派遣の件

.....  
発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第4号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議案第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

議案第6号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 加 藤 弘

八街市議会議員 桜 田 秀 雄

八街市議会議員 石 井 孝 昭